

## 神奈川県沿道建築物耐震化補助事業費補助金交付要綱取扱要領

この要領は、補助金の交付等に関する規則（以下「規則」という。）及び神奈川県沿道建築物耐震化補助事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定の運用について定めるものとする。

（交付申請書の添付書類）

第1条 補助金の交付を受けようとする者は、要綱第5に規定する交付申請書に次の各号の書類を添付して、知事が指定する期日までに提出するものとする。

- (1) 補助金交付申請書内訳書（要領第1号様式）
- (2) 役員等氏名一覧表（要領第2号様式。申請者が法人であり、耐震改修に係る補助金の交付申請に限る。）
- (3) 申請対象の建築物の登記事項証明書等（所有者の住所・氏名等が証明できる書類）
- (4) 申請者以外の当該建築物の所有権を有する者全員の同意を得たことを証する書面又は区分所有者による総会の議決書
- (5) 補助事業等の見積書の写し
- (6) 耐震改修促進法施行規則（平成7年12月25日建設省令第28号）第5条第1項に規定する耐震診断資格者であることが確認できるもの。（耐震診断に係る補助金の交付申請に限る。）
- (7) 消費税仕入税額控除確認書（要領第3号様式。交付決定額の基礎となった補助対象経費に消費税及び地方消費税を含む場合に限る。）

（補助金の交付決定通知）

第2条 補助金の交付を決定したときは、神奈川県沿道建築物耐震化補助事業費補助金交付決定通知書（要領第4号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の着手の報告）

第3条 要綱第7第1号の報告をする場合は、神奈川県沿道建築物補助事業着手届（要領第5号様式）により、すみやかに知事に報告するものとする。

（補助事業の遅延等の報告）

第4条 要綱第7第4号の報告をする場合は、神奈川県沿道建築物耐震化補助事業費補助金交付決定事業遅延等報告書（要領第6号様式）により、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(変更等の承認通知)

第5条 要綱第8の変更(中止・廃止)承認申請書の内容を審査し、変更(中止・廃止)を承認したときは、神奈川県沿道建築物耐震化補助事業費補助金変更(中止・廃止)承認通知書(要領第7号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の変更交付申請書等)

第6条 補助金の変更交付を受けようとする者は、神奈川県沿道建築物耐震化補助事業費補助金変更交付申請書(要領第8号様式)に神奈川県沿道建築物耐震化補助事業費補助金変更交付申請書内訳書(要領第9号様式)及び第1条第2号から第6号の書類のうち、交付申請から変更した書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(補助金の変更交付決定通知)

第7条 補助金の変更交付を決定したときは、神奈川県沿道建築物耐震化補助事業費補助金変更交付決定通知書(要領第10号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(全体設計の承認申請書等)

第8条 全体設計の承認を受けようとする者は、要綱第10に規定する全体設計承認申請書に次の各号の書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 全体設計承認申請内訳書(要領第11号様式)
- (2) 第1条第3号から第6号までの書類
- (3) 補助事業等の実施計画が分かる工程表

2 全体設計承認申請書の内容を審査し、全体設計を承認したときは神奈川県沿道建築物耐震化補助事業費補助金全体設計承認通知書(要領第12号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(全体設計の変更承認)

第9条 要綱第10に規定する全体設計の変更承認を受けようとする者は、神奈川県沿道建築物耐震化補助事業費補助金全体設計変更承認申請書(要領第13号様式)に、神奈川県沿道建築物耐震化補助事業費補助金全体設計変更承認申請内訳書(要領第14号様式)及び第1条第3号から第6号の書類のうち、変更承認に関する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 全体設計変更承認申請書の内容を審査し、全体設計の変更承認をしたときは神奈川県沿道建築物耐震化補助事業費補助金全体設計変更承認通知書(要領第15号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告の添付書類)

第10条 規則第12条第1項の規定による実績報告は、要綱第12の規定による実績報告書に

次の各号の書類を添付して建築安全課に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書内訳書（要領第16号様式）
- (2) 請負契約書の写し
- (3) 補助金交付決定通知書及び補助金変更交付決定通知書の写し
- (4) 請負者からの請求書又は領収書の写し
- (5) 補助事業等の成果が分かる書類

（現地調査等）

第11条 実績報告書の内容を審査し必要と認めるときは、補助事業者と協議のうえ現地調査等を実施するものとする。

（補助金の額の確定通知）

第12条 規則第13条の規定により補助金の額を確定したときは、すみやかに補助事業者に神奈川県沿道建築物耐震化補助事業費補助金確定通知書（要領第17号様式）により通知するものとする。

（その他）

第13条 前条までに規定するもののほか、特別の必要がある場合は、知事が別に定めるところとする。

附 則

- 1 この要領は、平成27年5月11日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年8月5日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年2月15日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から適用する。

要領第1号様式、第9号様式、第16号様式 (用紙 日本産業規格A4横長型)  
 (第1条、第6条、第10条関係)

令和 年度 神奈川県沿道建築物耐震化補助事業費補助金

[ 補助金交付申請書内訳書 (第1号様式) ・ 補助金変更交付申請書内訳書 (第9号様式) ・ 実績報告書内訳書 (第16号様式) ※いずれかに○]

補助事業等の目的及び内容				補助事業等の 着手及び完了の (予定) 期日	交付 (変更交付) 申請額					補助事業の経費の配分 及び経費の使用方法			交付(変更交 付) 申請額確認欄
事業区分	建 築 物	補助事業者	施工業者		交付申請額の算出方法					国 補助金	自己 負担	県 負担金	
					実際に要 する費用 (A)	補助対象 限度額 (B)	補助対象 事業費 (C) min(A, B)	交付率 (D)	交付 (変更交付) 申請額 (国補助金含む) (C) × (D)				
・耐震診断 ・補強設計 ・耐震改修 (いずれかに○)	所在地	氏名	業者名	着手 (予定) 期日 令和 年 月 日									<input type="checkbox"/> 交付(変更 交付)申請 額と同額で あることの 確認
	名称 用途 規模	住所	所在地	完了 (予定) 期日 令和 年 月 日									
・耐震診断 ・補強設計 ・耐震改修 (いずれかに○)	所在地	氏名	業者名	着手 (予定) 期日 令和 年 月 日									<input type="checkbox"/> 交付(変更 交付)申請 額と同額で あることの 確認
	名称 用途 規模	住所	所在地	完了 (予定) 期日 令和 年 月 日									
合 計													

※補助金変更交付申請書内訳書 (第9号様式) を提出して内容を変更する場合は、変更前の記述をカッコ書きとしてください。  
 ※必要に応じて欄を増やして最後に合計欄をつけてください。

要領第2号様式(用紙 日本産業規格A4縦長型)

(第1条関係)

役員等氏名一覧表

令和 年 月 日 現在の役員

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正T, 昭和S, 平成H, 令和R)	住所
代表者			T S H R . .	
			T S H R . .	
			T S H R . .	
			T S H R . .	
			T S H R . .	
			T S H R . .	
			T S H R . .	
			T S H R . .	
			T S H R . .	
			T S H R . .	

記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

団体名  
代表者氏名

神奈川県知事 殿

申請者 住 所

氏名又は名称

[ 法人の場合、  
代表者の氏名 ]

令和 年 消費税仕入税額控除確認書

建築物耐震対策緊急促進事業及び神奈川県沿道建築物耐震化補助事業の下記の補助金交付申請における事業に要する経費に係る消費税額については、消費税額及び地方消費税額の仕入税額控除を行いませんので、消費税額を補助対象額に含めて申請します。

理由 (必要に応じて、貴社経理担当又は会計士等にご確認いただき、以下から選択してください。)

- 1 消費税法における納税義務者でない。
- 2 消費税の免税事業者であり、かつ課税事業者を選択していない。
- 3 簡易課税事業者である。
- 4 1から3に該当しないが、補助対象費用に係る消費税については、控除対象仕入税額に算入しない。

記

補助金交付申請の種類 (該当に○)		耐震診断 ・ 補強設計 ・ 耐震改修			
対 象 建 築 物	建築物の名称				
	所在地 (都道府県より記入してください。)				
	用 途				
	階 数	地上	階 ・ 地下	階 ・ 搭屋	階
	構 造	造			
	延べ床面積	m <sup>2</sup> (うち附則第3条の対象となる用途部分の床面積合計 m <sup>2</sup> )			
	建築着工年月日	昭和	年	月	日

要領第4号様式(用紙 日本産業規格A4縦長型)

(第2条関係)

第 号  
令和 年 月 日

補助事業者 様

神奈川県知事

令和 年度 神奈川県沿道建築物耐震化補助事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のありました標記補助金については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

- 1 交付決定額 千円
- 2 交付時期
- 3 補助条件
  - (1) この補助金の対象となる事業の内容及び補助事業等の経費の配分は、令和 年 月 日付け 第 号の補助金交付申請書のとおりとします。
  - (2) 補助事業等に着手した場合は、すみやかに知事に報告しなければなりません。
  - (3) 補助事業等の内容または交付決定額の基礎となった補助事業等に要する経費に変更が生じた場合は、すみやかに知事の承認を受けなければなりません。
  - (4) 補助事業等が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。
  - (5) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収することがあります。

ア 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき

イ 補助金等を他の用途に使用したときその他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示、若しくは命令に違反したとき

(6) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物、設備、その他の財産を補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは知事の承認を受けなければなりません。

(7) 補助事業等により取得した財産は、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければなりません。

(8) その他神奈川県沿道建築物耐震化補助事業費補助金交付要綱及び神奈川県沿道建築物耐震化補助事業費補助金交付要綱取扱要領に定めるところによるものとします。

4 この補助金に係る実績報告は、事業完了の日から30日を経過した日又は補助事業等の完了の日の属する県の会計年度の末日のいずれか早い日までに行わなければなりません。また、この際に消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかなきは、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。

5 消費税の申告により当該補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、消費税仕入控除税額報告書をすみやかに県に提出しなければなりません。

また、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定し、これを補助額から減額する必要がある場合には、その全部又は一部を減額又は県に返還することとなります。

(問い合わせ先 )

要領第5号様式(用紙 日本産業規格A4縦長型)  
(第3条関係)

第 号  
令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

報告者 (法人にあつては、  
名称及び代表者氏名)

令和 年度 神奈川県沿道建築物耐震化補助事業費補助金交付決定事業  
着手届

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた令和 年度 神奈川県沿道建築物  
耐震化補助事業費補助金交付決定事業について、神奈川県沿道建築物耐震化補助事業費補  
助金交付要綱第7第1号の規定に基づき報告します。

(問い合わせ先 \_\_\_\_\_)

要領第6号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）  
（第4条関係）

第 号  
令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

報告者 住 所  
氏 名 (法人にあつては、  
名称及び代表者氏名)

令和 年度 神奈川県沿道建築物耐震化補助事業費補助金交付決定  
事業遅延等報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた令和 年度 神奈川県沿道建築物  
耐震化補助事業費補助金交付決定事業について、

〔事業が予定の期間内に完了し難くなった  
事業が年度内に完了し難くなった  
事業の遂行が困難となった〕 ので、

神奈川県沿道建築物耐震化補助事業費補助金交付要綱第7第4号の規定に基づき報告し  
ます。

- 1 〔予定の期間まで〕に完了しない理由  
〔年度内〕（補助事業の遂行が困難となった場合を含む）
- 2 補助事業等の取り組みの経過説明
- 3 契約予定日及び補助事業等の完了予定期日

補助対象建築物	完了予定期日
所在地 名 称	当初
	変更後
所在地 名 称	当初
	変更後

担当者 \_\_\_\_\_

連絡先電話 \_\_\_\_\_

要領第7号様式(用紙 日本産業規格A4縦長型)  
(第5条関係)

第 号  
令和 年 月 日

補助事業者 様

神奈川県知事

令和 年度 神奈川県沿道建築物耐震化補助事業費補助金変更  
(中止・廃止)承認通知書

令和 年 月 日付け 第 号で提出されました神奈川県沿道建築物耐震化補助事業費補助金変更(中止・廃止)承認申請書について、内容を審査した結果、変更を承認しましたので通知します。

つきましては、交付決定額に変更がある場合は、第6条の規定に基づき神奈川県沿道建築物耐震化補助事業費補助金変更交付申請書を提出してください。

(問い合わせ先 )

要領第8号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）  
（第6条関係）

第 号  
令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名 (法人にあつては、  
名称及び代表者氏名)

令和 年度 神奈川県沿道建築物耐震化補助事業費補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県沿道建築物耐震化補助事業費補助金について変更交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 補助事業等の目的及び内容  
別添 補助金変更交付申請書内訳書（要領第9号様式）のとおり
- 補助事業等の着手及び完了の予定期日  
別添 補助金変更交付申請書内訳書（要領第9号様式）のとおり
- 交付申請額 千円  
既決定額 千円  
今回変更交付申請額 千円
- 交付申請額の算出方法  
別添 補助金変更交付申請書内訳書（要領第9号様式）のとおり
- 補助事業等の経費の配分及び経費の使用方法  
別添 補助金変更交付申請書内訳書（要領第9号様式）のとおり

担当者 \_\_\_\_\_  
連絡先電話 \_\_\_\_\_

要領第10号様式(用紙 日本産業規格A4縦長型)  
(第7条関係)

第 号  
令和 年 月 日

補助事業者 様

神奈川県知事

令和 年度 神奈川県沿道建築物耐震化補助事業費補助金変更交付  
決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のありました標記補助金については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第8条第1項の規定により、次のとおり決定したので、規則第8条第3項の規定により通知します。

1 補助金額	千円	
既決定額		千円
今回変更（追加・減額）交付決定額		千円

2 補助条件

- (1) この補助金変更の対象となる事業の内容及び補助事業等の経費の配分は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度神奈川県沿道建築物耐震化補助事業費補助金変更交付申請書のとおりとします。
- (2) その他の交付条件については、令和 年 月 日付け 第 号の交付決定通知書のとおりとするほか、神奈川県沿道建築物耐震化補助事業費補助金交付要綱及び神奈川県沿道建築物耐震化補助事業費補助金交付要綱取扱要領に定めるところによるものとします。

(問い合わせ先 )

要領第11号様式・第14号様式 (用紙 日本産業規格A4横長型)  
 (第8条、第9条関係)

神奈川県沿道建築物耐震化補助事業費補助金

[ 全体設計承認申請内訳書 (要領第11号様式) ・全体設計変更承認申請内訳書 (要領第14号様式) ※いずれかに○]

(単位:千円)

補助事業等の目的及び内容				補助事業等の 着手及び完了の (予定) 期日	総事業費									
事業区分	建築物	補助事業者	施工業者		工事区分	総額	(内訳)							
							令和	年度	令和	年度	令和	年度	令和	年度
・耐震診断 ・補強設計 ・耐震改修 (いずれかに○)	所在地	氏名	業者名	着手(予定)期日 令和 年 月 日	耐震診断									
	名称	住所	所在地	完了(予定)期日 令和 年 月 日	補強設計									
	用途				工事監理									
	規模				耐震改修									
					小計									
・耐震診断 ・補強設計 ・耐震改修 (いずれかに○)	所在地	氏名	業者名	着手(予定)期日 令和 年 月 日	耐震診断									
	名称	住所	所在地	完了(予定)期日 令和 年 月 日	補強設計									
	用途				工事監理									
	規模				耐震改修									
					小計									
合 計														

※全体設計変更承認申請内訳書(要領第14号様式)を提出して内容を変更する場合は、変更前の記述をカッコ書きとしてください。  
 ※必要に応じて欄を増やして最後に合計欄をつけてください。

要領第12号様式(用紙 日本産業規格A4縦長型)

(第8条関係)

第 号  
令和 年 月 日

補助事業者 様

神奈川県知事

神奈川県沿道建築物耐震化補助事業費補助金全体設計承認通知書

令和 年 月 日付け第 号で申請のありました標記について、内容を審査した結果、全体設計を承認しましたので、神奈川県沿道建築物耐震化補助事業費補助金交付要綱取扱要領第8条第2項の規定により通知します。なお、この通知書は、補助金の交付を決定するものではありません。

(問い合わせ先 )

要領第13号様式(用紙 日本産業規格A4縦長型)

(第9条関係)

第 号  
令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名 (法人にあつては、  
名称及び代表者氏名)

神奈川県沿道建築物耐震化補助事業費補助金全体設計変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号により承認された神奈川県沿道建築物耐震化補助事業費補助金全体設計について変更承認を受けたいので、神奈川県沿道建築物耐震化補助事業費補助金交付要綱取扱要領第9条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

担当者

連絡先電話

要領第15号様式(用紙 日本産業規格A4縦長型)

(第9条関係)

第 号  
令和 年 月 日

補助事業者 様

神奈川県知事

神奈川県沿道建築物耐震化補助事業費補助金全体設計変更承認通知書

令和 年 月 日付け第 号で申請のありました標記について、内容を審査した結果、全体設計を承認しましたので、神奈川県沿道建築物耐震化補助事業費補助金交付要綱取扱要領第9条第2項の規定により通知します。なお、この通知書は、補助金の交付を決定するものではありません。

(問い合わせ先 )

要領第17号様式(用紙 日本産業規格A4縦長型)  
(第12条関係)

第 号  
令和 年 月 日

補助事業者 様

神奈川県知事

令和 年度 神奈川県沿道建築物耐震化補助事業費補助金確定通知書

令和 年 月 日付け第 号で実績報告のあった令和 年度神奈川県沿道建築物耐震化補助事業費補助金については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第13条の規定により、次のとおり確定しましたので通知します。

- |            |    |
|------------|----|
| 1 補助金交付決定額 | 千円 |
| 2 補助金確定額   | 千円 |

(問い合わせ先 )